

鎌ケ谷市火災予防条例の一部を改正する条例（案）に対する パブリックコメント（意見募集）の実施について

1 意見募集の内容

「鎌ケ谷市火災予防条例の一部を改正する条例（案）」についての意見

2 趣旨

消防法施行令の一部改正がなされ、対象火気器具等の取扱いに関する条例の基準に祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合、消火器を準備した上で使用することなど、規定の整備がなされました。

また、屋外における催しの防火管理体制の構築を図るため、大規模な催しを主催する者に対して、防火担当者の選任、火災予防上必要な業務の計画の作成・届出を義務付けるものです。

上記の施行令の一部改正に併せて、国から示された火災予防条例（例）についても一部改正がなされたため、本市においても開催されるイベント等の実情を勘案して鎌ケ谷市火災予防条例を一部改正するものです。

3 改正に至る背景と目的

平成 25 年 8 月に京都府福知山市で発生した福知山花火大会火災を踏まえ、同じような事故を防止するために、対象火気器具等の取扱いに関する規定を整備し、屋外における催しの防火管理体制の構築を図ることが必要不可欠となりました。

祭礼、縁日、花火大会等の催しのうち大規模なものは、会場に多数の人が集合し、混雑が生じるため、火災発生時の消火及び避難が困難となり、さらに多数の火気器具類等を使用する催しにおいては、火災危険性が高まり、大きな被害を招くおそれがあるため、以下の事項を改正します。

4 改正内容

今回の鎌ケ谷市火災予防条例の一部を改正する条例（案）等の改正事項

（1）消火器の準備

対象火気器具等を祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者が集合する催しに際して使用する場合には、消火器の準備をした上で使用することとなります。

（2）指定催しの指定

消防長は、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者が集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件に該当するもので、火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを「指定催し」として指定します。

なお、指定するときには、あらかじめ催しを主催する者の意見を聴き、指定した際には、催しを主催する者に通知し、公示します。

(3) 指定催しの防火管理

(2) の指定催しを主催する者に対し、「防火担当者」を定め、「火災予防上必要な業務に関する計画」を作成させるとともに、火災予防上必要な業務を行わせなければならないことを義務付けます。

また、開催する日の14日前までに当該計画を消防機関に提出することを義務付けます。

※火災予防上必要な業務に関する計画は下記のとおりです。

- ・防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。
- ・対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。
- ・対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店等及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。
- ・対象火気器具等に対する消火準備に関すること。
- ・火災が発生した場合の消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
- ・その他火災予防上必要な業務に関すること。

(4) 露店等の開設届出

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者が集合する催しに際して露店等を開設する場合は消防機関へ届け出をする必要があります。

(5) 罰則

(2) の「指定催し」を主催する者に対し、火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった者に対し、罰則を科することを定めます。

(6) 消防長の指定

(2) の消防長が指定する「指定催し」について、鎌ヶ谷市で開催されるイベント等の実情を勘案して基準を告示で定める予定です。

5 参考通知文

- ・ 消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第368号）
- ・ 火災予防条例(例)の一部改正について（消防庁次長通知）
- ・ 火災予防条例の一部を改正する条例(例) 新旧対照表

6 募集期間

平成26年2月28日（金）～平成26年3月31日（月）

※平成26年3月31日（月）必着とさせていただきます。

7 閲覧方法

- (1) 鎌ヶ谷市ホームページ
- (2) 鎌ヶ谷市消防本部予防課（消防本部庁舎2階）
- (3) 情報公開コーナー
- (4) 市内公共施設（まなびいプラザ、各学習センター（公民館）、図書館、各コミュニティセンター）

8 意見の提出方法

ご意見の提出方法は、住所・氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、団体及び代表者名）を明記の上、次のいずれかの方法でお願いします。なお、提出する書類については、任意としております。

- (1) 郵送の場合

〒273-0102 鎌ヶ谷市右京塚10-12 鎌ヶ谷市消防本部予防課 宛

- (2) 持参の場合 鎌ヶ谷市消防本部 2階 予防課へ

- (3) FAXの場合 047-445-1224

- (4) 電子メールの場合 honbuyobo@city.kamagaya.chiba.jp

※ 電話等での口頭によるご意見や匿名のご意見は、パブリックコメントの扱いにはなりませんのでご注意ください。

9 意見の取扱いについて

提出されたご意見の概要とご意見に対する市の考え方は、住所、氏名などの個人情報を除いて市のホームページで公表する予定です。

ただし、募集の趣旨と直接関係の無いご意見や公表することが不適切な情報を除いたものとします。

また、ご意見をいただいた方への個別回答はいたしませんので、あらかじめご承知ください。

10 問い合わせ先

鎌ヶ谷市消防本部予防課

電話：047-444-3272